

[事案 2024-317] 特定疾病一時金支払請求

・令和7年10月16日 和解成立

<事案の概要>

責任開始期以後の発病でないことを理由に、特定疾病一時金が支払われなかったことを不服として、特定疾病一時金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和6年6月に左内頸動脈脳動脈瘤の脳血管内手術を受けたため、平成29年10月に契約したがん保険（令和6年1月5日に特定疾病一時金特約付加申込。同特約の責任開始期は2月1日）にもとづき特定疾病一時金を請求したところ、責任開始期以後の発病でないことを理由に支払われなかった。しかし、以下の理由により、特定疾病一時金を支払ってほしい。

- (1) 令和6年1月31日に配偶者の通院に同行し、その際、医師に「私の知人が脳梗塞になったので私もMRIを撮ってください」と伝えたとこ、たまたまMRIが空いていたため撮影した。その日はMRIを撮っただけで帰宅した。
- (2) 同年2月2日、同病院の医師から診断を受け、そこで初めて脳動脈瘤が見つかったと伝えられた。MRIを撮った日ではなく、医師が患者に病名を告げた日が診断日となるはずであり、本傷病は責任開始期以後の発病として扱われるべきである。
- (3) 特定疾病一時金特約は、店頭で募集人に勧められて加入したものであるが、募集人の勉強不足により十分な説明を受けられなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、令和6年1月31日に受診し、同日、頭部MRIを受け脳動脈瘤に関する指摘・説明を受けていたこと等の事実から、本傷病は責任開始期前に発病していたことは明らかである。
- (2) 仮に責任開始期以後の発病だとしても、本請求手続に際し提出された診断書によれば、病名は左内頸動脈脳動脈瘤（ICD-10コードは「I72.0」）であり、支払対象となる本特約の約款記載の傷病に該当せず支払事由を充足しない。（「未破裂脳動脈瘤」と評価した場合には、ICD-10コードは「I67.0」となり支払事由を充足する）
- (3) 募集人は、本特約の申込手続に先立ち、申立人に対しパンフレットを提示のうえ、口頭で本特約の保障内容等について説明した。
- (4) 募集人は、本請求手続にあたり正確な案内ができなかったため、申立人にお詫びの手紙を送付した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込時および解約時の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人は、本手術を受ける前、募集人に対して、病院から渡された入院手術に関する書類を示しながら給付金の対象となるか否かを尋ねたところ、募集人は「最終的には書類判断にはなるが、脳動脈瘤破裂については『未破裂』との記載があるので、これは特定疾病一時金の対象とはならない」旨の未破裂脳動脈瘤を本特約の保障対象とする約款の内容に沿わない説明をしている。また、責任開始期と本傷病の診療経過から責任開始期前の発病を疑ってしかるべきところ、この点につき丁寧に聴取、説明をした形跡がない。
- (2) 上記(1)に関して、申立人が客観的な資料を示していることを踏まえると、募集人においては、その場で自身の知識や記憶を基に回答するのではなく、同書類の控えを取るなどして、保険会社に確認した上で回答するといった対応が可能であったといえ、またそのような対応が望ましかったといえる。